

技術士資格の公的活用促進活動のまとめ

技術士資格活用委員会 松山正弘

1. 概要

日本技術士会における公的活用促進に関する、これまでの各委員会活動（活用促進委員会、技術士制度検討委員会、技術士資格活用委員会）についてまとめたものである。なお、技術制度検討委員会の活動は結果のみである。

2. 各委員会

2-1. 活用促進委員会（2011.6～2015.5）

委員会の「施策提言WG」により、以下の内容で活動が進められた。

①技術士会会員に対するアンケート実施（回答者 184 名）（資料 1）

アンケート内容は次の通り

Q1 所属部門をお答えください。

Q2 技術士資格を活用して頂くために、各省庁に要望を行う予定です。要望がございましたら、お答えください。

Q3 弁護士が行っている無料法律相談のように、技術士として、一般や公共団体向けに行っている技術的な支援活動内容がございましたら、お答えください。なお、個人、団体は問いません。

②アンケート内容の Q 2 について妥当性を各部会に確認。

③アンケートと部会確認を受けて公的資格活用対象を取りまとめ。

資格要件拡大大案一覧

No.	所管省庁	現状	提案内容	効果	提案者部門
1	経済産業省	公害防止管理者等の資格の中の、水質第1種・第2種の資格認定講習の受講資格として、化学部門(全選択科目)、上下水道部門(全選択科目)、衛生工学部門(水質管理科目)、環境部門(環境保全計画、環境測定科目)が指定されている。	公害防止管理者等の資格の中の、水質第1種・第2種の資格認定講習の受講資格として、技術士の生物工学部門(全選択科目)を加える。		生物
2	国土交通省	国交省令「建築基準法に基づく指定資格検定期間等に関する省令第38条」で、エレベータ、エスカレータの型式適合認定は、指定認定された機関(財団法人日本建築設備・昇降機センター、財団法人日本建築センター、財団法人ベターリビング)に登録された認定員が行う旨、定められている。	エレベータ、エスカレータの型式適合認定員に技術士を加える	技術士は認定指定基準を満たし、エレベータ、エスカレータの安全性も向上することが期待できる	機械
3	厚生労働省	「建築物における衛生的環境の確保に関する事業」の登録について、「建築物飲料水水質検査業」の「水質検査実施者」として、技術士(水道部門もしくは衛生工学部門に限る)が指定されている。	「建築物における衛生的環境の確保に関する事業」の登録について、「建築物飲料水水質検査業」の「水質検査実施者」として、生物工学部門も追加する。		生物
4	厚生労働省	化学物質管理技術者の資格要件は以下のように定められている。 ・化学物質管理者養成セミナーに参加し修了試験に合格していること ・大学又は専門学校で化学、応用化学を専攻し、卒業していること ・環境計量士、公害防止管理者、特定化学物質等作業主任者の資格を有していること。	化学物質管理技術者要件に技術士の環境部門者を加える。	化学物質管理の信頼性が担保できる	環境
5	環境省	「廃棄物処理施設技術管理者」の資格で、環境省令に規定された技術管理者の資格要件として、技術士(化学部門、水道部門)は実務経験不要。上記部門以外は1年以上の実務経験要。	「廃棄物処理施設技術管理者」の資格で、環境省令に規定された技術管理者の資格要件として、生物部門についても実務経験不要とする。		生物

- ④資格要件拡大案について、2014.5 新妻秀規 参議院議員と意見交換を行った。
(資料2)

2-2. 技術士制度検討委員会 (2015.6~2019.5)

下記の8項目が資格拡大案とまとめられた。(資料3)

- ①「医薬品等総括販売責任者 等」「製造管理者等ならびに責任技術者等」「体外診断用医薬品の製造所における管理者」の資格要件として「技術士(生物工学部門)」の追加要望
- ②「作業環境測定士」の登録講習及び筆記試験科目の免除資格として「技術士(環境部門)」の追加要望
- ③「生産業務等安全主任者」の資格要件として「技術士(生物工学部門)」の採用要望
- ④「公害防止管理者(水質関係)」の受験資格として「技術士(生物工学部門)」の追加要望
- ⑤「環境計量士」の資格登録に必要な条件として「技術士(環境部門)」の追加要望
- ⑥「廃棄物処理施設技術管理者」資格取得条件として「技術士(環境部門)」の追加要望
- ⑦「昇降機型式適合認定」の審査業務における「技術士(機械部門)」「技術士(電気電子部門)」の活用要望
- ⑧「自動車完成検査」の監査機能に関する「技術士(機械部門)」の追加要望

2-3. 技術士資格活用委員会（2019.6～）

委員会の「公的活用G」により、以下の内容で活動が進められた。

①技術士制度検討委員会の資格拡大案 8 項目について、実現性に高い項目を検討・選択。

このことにより②、④、⑤、⑥の要望事項を選択した。（資料4） いずれの要望も他の部門の技術士には、認められており、部門を追加するものである。

②要望事項の監督省庁と連絡し、要望を進めるための説明を行った。いずれの省庁も技術士を知らないため、まずは技術士がどんな資格であるかの説明から始まることとなった。なお、省庁からの質問内容については部会にご協力いただいた。

要望事項に対する監督省庁は次のとおりである。

「作業環境測定士（第一種・第二種）」厚生労働省安全衛生部化学物質対策課

「公害防止管理者（水質関係）」経済産業省産業技術環境局環境管理推進室企画調整係

「環境計量士」経済産業省産業技術環境局 計量行政室

「廃棄物処理施設技術管理者」環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課基準係

③数度のやり取りにより、要望は監督省庁にご理解いただいた。省令の改正が必要となるため、省令改正にあわせて内部で検討をするので、お待ちくださいとの回答をいただいた。

④時期等の明確な回答はいただけなかったことと、状況を問い合わせても回答がないことから、今後どのように各省庁への働きかけを行うべきか、技術士の監督官庁である文科省科学技術・学術政策局に問い合わせを行ったが、技術士会の窓口である齋藤常務理事と調整するように指示をいただいた。

⑤齋藤常務理事との相談で、省令の改正は技術士会からの要望だけでは無理であり、社会的な要請が必要であることをご教示いただいた。

3. 今後の活動のあり方

これまでの活動の結果から、委員会で監督官庁に要望を行っても回答が得られることは無く、文科省から他省庁に働きかけていただけることは無いと判断される。

このため、今後、各部会は関わりのある省庁と定期的に会合を設けるなど、日常のコミュニケーションを深め、信頼関係構築を図ることにより、関係省庁への公的活用の拡大を図るものとする。

アンケート内容一覧

アンケート回答者184名
Q1所属部門をお答えください。

部門	人数	構成比
機械	27	10.5%
船舶・海洋	0	0.0%
航空・宇宙	3	1.2%
電気・電子	18	7.0%
化学	13	5.1%
繊維	0	0.0%
金属	8	3.1%
資源工学	0	0.0%
建設	49	19.1%
上下水	14	5.5%
衛生工学	8	3.1%
農業	7	2.7%
森林	2	0.8%
水産	3	1.2%
経営工学	12	4.7%
情報工学	15	5.9%
応用理学	5	2.0%
生物工学	9	3.5%
環境	5	2.0%
原子力・放射線	3	1.2%
総合監理	55	21.5%
合計	256	100.0%

資料 1

Q2技術士資格を活用して頂くために、各省庁に要望を行う予定です。要望がございましたら、お答えください。

意見の有無	具体性		具体的な内容					合計			
	有	無	資格要件の拡大	優位性の確保	委員会等への参画	支援業務の独占	教育関連		その他		
有	167	17	131	53	19	18	2	18	8	25	143
無											

・資格要件の拡大は例として、技術士(電気電子部門)を自家用電気工作物の電気主任技術者になれるよう等技術士資格で対応できる業務を増やすことが挙げられています。ただ、なぜ必要なのか理由、あるいは現況での問題点を提示することが必要。

- ・優位性の確保とは、RCOMとの差別化、総監の優位性を図る等
- ・支援業務の対象は役所、中小企業等
- ・教育関連は、理科教育や高専の講師等に対する活用がある。

Q3弁護士が行っている無料法律相談のように、技術士として、一般や公共団体向けに行っている技術的な支援活動内容がございましたら、お答えください。なお、個人、団体は問いません。

公共	民間	合計
54	11	65

技術支援	受験指導	学会活動	教育活動	委員会活動
22	3	1	8	34

公共機関や技術士会関連の技術支援が最も多い。このことから、技術士募集の情報の提供することが、最も有意義ではないか。

資料 2

5.16 松山 記

5/13 新妻議員事務所訪問議事録

参加者

技術士会：鈴木委員長、立石副委員長、松山委員

文部科学省：科学技術・学術政策局人材政策課長 松尾泰樹ほか 1 名

新妻議員事務所：新妻議員、深田秘書

G4 で作成した資格拡大案を提示し、会員からアンケート募集し、その中で実現性の高い内容をピックアップして作成した経緯や内容について説明を行った。これに対して、個々の案件に対する質疑応答後、松尾課長から示唆をいただいた。

- ・文部科学省以外の他省庁に資格拡大案を提示しても、受け入れられる可能性は低い。
- ・文部科学省では、他の国家資格等との相互活用を図ろうとしており、他の国家資格者に技術士試験の一部免除は図り、そのことによって、技術士にも他の国家資格の一部免除を受けられるように、対象となる他資格を洗い出した上で、関係省庁と協議する予定。経済産業省とは先行して、情報処理技術者等について協議を進めている。

対象となる他資格について、技術士会からの要望があれば提示し、制度審議会にて協議を行いたい。

- ・他省庁と協議するうえで、新妻議員に協力いただくことが必要になる場合があるので、その際は協力いただきたい。
- ・事故調査委員会等の委員は委員会を設置する段階ではすでに決定されている。任命されるためには、事前に資格要件を確認し、アピールしておくことが大切。

資料 3

①「医薬品等総括販売責任者等」「製造管理者等ならびに責任技術者等」「体外診断用医薬品の製造所における管理者」の資格要件として「技術士（生物工学部門）」の追加要望

1. 資格の概要と要望事項

1) 医薬品等総括製造販売責任者等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器法）において、製造販売業者は品質管理や製造販売後安全管理について責任を持たなければならない。それを総括して責任を持つ者として「総括製造販売責任者」を配置する必要がある。

総括製造販売責任者は原則薬剤師であるものの、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品などでは、技術士（生物工学部門）がその専門性の観点からも適任である場合がある。

2) 製造管理者等ならびに責任技術者等

通常、医薬品における製造管理者や、厚生労働大臣が指定する一部の医薬部外品等の製造における責任技術者については、薬剤師でなければならないことが法及び施行規則により規定されている。

「生薬を粉末にし、又は刻む工程のみを行う製造所において製造される医薬品（規則第 88 条第 1 項第 1 号）や「医療の用に供するガス類のうち、厚生労働大臣が指定するもの（医療用ガス類）（規則第 88 条第 1 項第 2 号）、化粧品や医薬部外品（上記の大臣指定のもの以外）、医療機器や生物由来製品等は必ずしも薬剤師でなくともよく、技術士（生物工学部門）がその専門性の観点からも適任である場合がある。

3) 体外診断用医薬品の製造所における管理者

当該業務は、生体反応に関する知識と製造を安定させるための生産技術に関する管理能力が必要であり、技術士は薬剤師よりも適任であると考えられる。よって体外診断用医薬品の製造所における管理者の要件として、薬剤師に加えて技術士（生物工学部門）を加えることが可能である。

4) 要望事項

「厚生労働大臣が上記に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者」の具体事例として、「技術士（生物工学部門）」が第一に挙げられることを要望する。

2. 社会への影響の観点

薬剤師に比べて技術士の登録数は少ないが、技術士資格は幅広いバックグラウンドを持つ薬学部以外の出身でも取得可能であることや、医薬・医療分野の規制緩和や医工連携の拡大によりヘルスケア領域へ新規に参入したい企業等が薬剤師の確保に苦労している状況においては、技術士（生物工学部門）を確保し、本責任者に充当することによって新規参入や事業継続が容易になる。

②「作業環境測定士」の登録講習及び筆記試験科目の免除資格として「技術士（環境部門）」の追加要望

1. 資格の概要と要望事項

1) 資格の概要

作業環境測定士は、作業環境測定法の規定等に従って、指定作業場若しくは作業環境測定機関に勤務し、作業環境測定を実施している。

作業環境測定士には、作業環境測定におけるデザイン、サンプリング、簡易測定器による分析業務のみを行うことができる第二種作業環境測定士と、それらの業務に加えてすべての分析手法を用いた分析業務（解析を含む）を行うことができる第一種作業環境測定士の二種類がある。

作業環境測定士の登録講習免除の資格として環境計量士（濃度関係）が採用されているが、技術士（環境部門）は、実務として同等以上の経験が試されている試験内容であり、同等の技術を有していると判断される。筆記試験の科目の免除を受けることのできる者として技術士（化学部門、金属部門、応用理学部門）が採用されているが、技術士（環境部門）も試験問題内容から判断して、作業環境測定士の試験範囲を包含しており、同等の技術を有していると判断される。

2) 要望事項

「労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）」及び「作業環境測定法（昭和50年法律第28号）」に基づく、作業環境測定士の受験に際して以下を要望する。

①登録講習免除の資格として、「環境計量士（濃度関係）」に加えて、「技術士（環境部門（環境測定）」を追加することを要望する。

②筆記試験共通科目の一部免除を受けることのできる資格として、「技術士（化学部門）、（金属部門）、（応用理学部門）」に加えて、「技術士（環境部門）」を追加することを要望する。

2. 社会への影響の観点

労働安全衛生法の規定に基づく化学物質のリスクアセスメント義務化、特定化学物質障害予防規則等への新規規制物質の追加等の社会的要請に基づき、今後、作業環境測定業務の更なる需要の増加が見込まれる。それにより本業務分野において今後必要とされる人材を、新たに技術士（環境部門）の人材によって補うことができる。

技術士（環境部門）の技術的専門知識と高等の応用能力および豊富な実務経験を活用した高度な作業環境測定の実装が期待できる。また、未規制物質等の非定常的課題への対応能力の向上が期待できる。

③「生產業務等安全主任者」の資格要件として「技術士（生物工学部門）」の採用要望

1. 資格の概要と要望事項

1) 資格の概要

生產業務等安全主任者とは、遺伝子組換え微生物の使用等に関し製造管理者を補佐するものであり、生產業務従事者の指導や管理する立場として製造上の安全性を確保するための知識及び技術に高度に習熟した者である必要がある。ところが現状では要件を満たす人物の選定が個別の事業所の判断に委ねられており、客観的な尺度による選定が不十分である。またその資質向上は事業所内における教育訓練に依存しており、その定着度を判断する基準はない。

これまでに遺伝子組換え生物の不適切な使用等が数多く報告されてきた。安全教育の徹底が不十分であったことおよび、製造現場の管理が徹底されていなかったことにより、適切な拡散防止措置が執られていなかったことが原因である。このことが直接的に生產業務等安全主任者の責任とされているわけではないが、安全管理体制の中での生產業務等安全主任者の位置付けが曖昧で、強いリーダーシップをとった活躍が出来ない現状が、その遠因とされている。

技術士（生物工学部門）は、上記の「製造上の安全性を確保するための知識及び技術に高度に習熟した者」に相当すること、また技術士には継続研鑽による資質向上の責務が義務付けられており、科学技術に関する専門的応用能力を駆使して安全管理に携わることができるため、生產業務等安全主任者としてふさわしい人材として提案する。

2) 要望事項

製造上の安全性を確保するための知識及び技術に高度に習熟した技術者が求められる「生產業務等安全主任者」の資格要件として「技術士（生物工学部門）」の採用を要望する。

2. 社会への影響の観点

生產業務等安全主任者は「製造上の安全性を確保するための知識及び技術に高度に習熟した者」であり、その資質向上の為に事業所内における継続的な教育訓練の受講が義務付けられている。技術士は、国によって科学技術に関する高度な知識と応用能力が認められた技術者であり、高い技術者倫理を備え、継続的な資質向上に努めることが責務となっている。よって、両者に求められている資質や継続研鑽の責務を有している点において等価である。

カルタヘナ法申請マニュアルにおいても、生產業務等安全主任者の資質要件は明記されていない。このため客観的な尺度による主任者の選定が困難であるなど、実務的な支障をきたしており、不十分な安全管理体制の一因となる可能性がある。

そのため技術士といった明確な資格要件を明示することによって安全主任者の位置付けが明確になり、生產業務等における適切な拡散防止措置を執るといった社会からの要請が担保される。

④「公害防止管理者（水質関係）」の受験資格として「技術士（生物工学部門）」の追加要望

1. 資格の概要と要望事項

1) 資格の概要

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」では、公害防止組織の整備を図り、公害の防止に資することを目的として、特定工場においては、公害防止管理者を選任しなければならないと定められている。

公害防止管理者には、「大気関係」、「水質関係」、「騒音・振動関係」、「粉じん関係」、「ダイオキシン類関係」の区分があり、大気と水質は工場規模等により第1類～第4類の区分がある。公害防止管理者は、区分ごとの有資格者の中から選任しなければならない。また、選任されるための資格は、国家試験合格または資格認定講習修了のいずれかである。

水質汚濁防止法上の特定事業場は264,924件（2016.3.31現在。環境省「平成27年度水質汚濁防止法等の施行状況」より）である。このうち、特定工場として公害防止管理者を選任して届け出ているのは、33,947事業場（環境省「平成27年度水質汚濁物質排出量総合調査 調査結果報告書」より）である。これに対し、公害防止管理者（水質関係）の有資格者は、累計で約30万人（国家試験合格者174,415名（S46～H28）+講習修了者94,523名（S46～H18））であるが、試験・講習実施機関である（一社）産業環境管理協会が経済産業省に提出した「公害防止管理者制度の実情」によると2009年時点ですでに60歳超が5割ほどであり、元々有資格者が多い団塊世代のリタイアにより、現在では被選任可能な有資格者は急激に減少していると推定される。

2) 要望事項

「公害防止管理者等資格認定講習」の受講資格のうち水質関係第1種・第2種・第3種・第4種の技術資格として、現在は技術士（化学部門）（上下水道部門）（衛生工学部門）（農業部門）（応用理学部門）（環境部門）が指定されているが、これに技術士（生物工学部門）を追加することを要望する。

2. 社会への影響の観点

公害防止管理者国家試験（水質関係第1種）と技術士試験（生物工学部門）では、双方に共通する事項が多く、技術士（生物工学部門）保有者は、公害防止管理者（水質関係第1種）と共通した基礎知識を有していると言える。したがって、技術士（生物工学部門）の高度な技術経験知識を活用した高度な公害防止技術の社会実装が期待できる。

また、技術士（生物工学部門）を受講資格として加えることで、団塊世代大量リタイア等により生じている有資格者不足を補うことができる。

⑤「環境計量士」の資格登録に必要な条件として「技術士（環境部門）」の追加要望

1. 資格の概要と要望事項

1) 資格の概要

計量法は、「計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与する」ことを目的として設置された。計量法では、計量に関する専門的な知識と技術を有する者に「計量士の国家資格を与え、計量器の検査、その他の計量管理に係る分野の職務を担当させ、計量法の円滑な施行と適正な計量の実施の確保に寄与させること」としている。経済産業大臣は、計量器の検査その他の計量管理を適確に行うために必要な知識経験を有する者を計量士として登録することになっている。

経済産業省令で定める計量士の区分は、次のとおりであり、本提案の対象とする資格は、「環境計量士」である。

- ①濃度に係る計量士（以下「環境計量士（濃度関係）」という。）
- ②音圧レベル及び振動加速度レベルに係る計量士（以下「環境計量士（騒音・振動関係）」という。）
- ③上記以外のものに係る計量士（以下「一般計量士」という。）

一方、環境計量士の登録者数（平成 26 年度末）については、濃度関係が約 9,590 名、騒音・振動関係が約 2,860 名、旧法下の環境計量士（濃度/騒音・振動の区分以前）が約 7,000 名という数字がある。環境計量証明事業者の登録数（平成 28 年度）は、約 4,900 事業者となっており、十分な有資格者の確保ができていない事業所も多い可能性がある。また、旧法下の環境計量士（濃度/騒音・振動の区分以前）の高齢化が進み、今後、新たな環境計量士の確保が不可欠である。

2) 要望事項

環境計量士の登録に必要な条件は、国家試験に合格し、かつ、経済産業省令で定められているいずれかの条件を満たしていることである。後者の条件として、区分に応じた実務経験などのほか、濃度関係では技術士（衛生工学部門）の登録、騒音・振動関係では技術士（応用理学部門（物理及び化学））の登録が認められている。これに、濃度関係及び騒音・振動関係の両区分で、技術士（環境部門）の登録を追加することを要望する。

2. 社会への影響の観点

技術士（環境部門）の高度な技術経験知識を活用した、高度な環境計量技術の社会実装が期待できるとともに、技術士（環境部門）を追加することにより、有資格者の大量リタイア等により生じている環境計量士有資格者不足を補うことができる。

⑥「廃棄物処理施設技術管理者」資格取得条件として「技術士（環境部門）」の追加要望

1. 資格の概要と要望事項

1) 資格の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）は、「廃棄物の排出抑制と処理の適正化により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ること」を目的として設置された環境省が所管する法律である。廃掃法では、廃棄物処理施設を適正に維持管理するため、廃棄物処理施設技術管理者を廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（環境省令）第 17 条に示された資格を有する者の中から選任することになっている。

なお、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「衛環 96 号」（平成 12 年 12 月 28 日）において、『技術管理者等の資質の向上を図ることは、廃棄物の適正処理を推進するために重要であり、かかる観点から、廃棄物処理施設及び事業場の類型ごとに必要な専門的知識及び技能に関する講習等を修了することが望ましいものであること。』と示され、（一財）日本環境衛生センターの講習を受講するよう求めている。

廃棄物処理施設技術管理者は、廃棄物諸施設に設置が義務づけられており、廃棄物処理施設の数、平成 28 年 4 月現在、以下の通りとなっている。

- ・ 中間処理施設数 18,726 件（対前年 64 件増）
- ・ 最終処分場数 1,803 件（対前年 24 件減）

2) 要望事項

「廃棄物処理施設技術管理者」となるための資格として、技術士（化学部門）（上下水道部門）（衛生工学部門）に加えて、技術士（環境部門）を追加することを要望する。

2. 社会への影響の観点

廃棄物処理施設技術管理者講習と技術士二次試験（環境部門）の試験内容はベースとなる事項では通底する事項が多く、技術士（環境部門）の登録者は、廃棄物処理施設技術管理者講習と共通した基礎知識を有しているといえる。少なくとも経験が不要とされる技術士（化学部門）（上下水道部門）（衛生工学部門）と比べても遜色ない。したがって、技術士（環境部門）の登録者については、技術士（化学部門）（上下水道部門）（衛生工学部門）の登録者と同様に、実務に従事した経験を必要としない資格として、環境省令で定める資格のひとつに加えることは妥当であると考えられる。

⑦「昇降機型式適合認定」の審査業務における「技術士（機械部門）」「技術士（電気電子部門）」の活用要望

1. 資格の概要と要望事項

1) 資格の概要

エレベーター、エスカレーター等昇降機の安全装置に係る適合性については、建築基準法に基づき指定認定された機関などによる型式適合認定を受けなければならないこととなっている。

この認定業務についての審査資格要件は公表されていないが、昇降機では、事故例もあること及び技術が高度化・複雑化している制動装置や制御器等の性能評価を適切に行う必要があることなどから、この審査については、機械・電気に関する専門的な知識を有する者が関与するあり方を検討する必要があるとの報告がなされている。（平成27年4月「エレベーターの安全装置等の審査のあり方について」）

2) 要望事項

安全装置などに係る基準への適合性の審査にあたっては、機械・電気に関する高度な知識が必要であると指摘されている。技術士は、技術的専門知識と高等の応用能力及び豊富な経験を有していることから、この型式適合認定の審査業務は技術士（機械部門）（電気電子部門）が行うことを提案する。

2. 社会への影響の観点

技術士は、業務遂行にあたってはそれが社会に与える影響を十分考慮し、これに適切に対処する公益確保の責務が技術士法に定められている。

そのため、この昇降機の型式適合認定での審査業務では、技術面のほか公益性も担保され、昇降機の型式適合認定に対する社会的要請に応えられると判断する。

⑧「自動車完成検査」の監査機能に関する「技術士（機械部門）」の追加要望

1. 資格の概要と要望事項

1) 資格の概要

自動車は道路運送車両法において、完成検査資格者による完成検査を受けることが義務付けられている。新車の完成検査は、国の保安基準に適合しているのかと、その車種の形式としての構造、装置、性能を有するのかに主眼をおいて行われる。保安基準は共通であり、形式の検査手法は自動車会社が国土交通省に申請し、認められた検査手法（自動車会社によって異なる）で行われている。

完成検査員資格については自動車形式指定規則（国交省の通達）に「当該検査に必要な知識及び技能を有する者のうちからあらかじめ指名された者」と記されているが、国家資格ではなく、認定基準は自動車会社各社によって異なる。

しかし、近年において、複数の自動車製造会社における検査不正（無資格者による完成検査実施）が発覚して社会的問題となっている。しかも、工場による自主監査、本社による内部監査、国交省による定期監査が行われ、また、ISO9001（品質マネジメントシステム）の認証を受けていたにも関わらず有効に機能していなかった。

2) 要望事項

国（国土交通省）の内部に技術監査人からなる技術監査室を設置して監査体制を構築することを要望する。技術監査室の技術監査人は、国（国土交通省）を代行して技術監査を実施することとする。

この技術監査人は、公益確保の責務を有する技術士を登用することを要望する。

2. 社会への影響の観点

高い技術者倫理を備えた技術士の専門分野における技術的専門知識と高度の応用能力及び豊富な実務経験により、自動車完成検査の健全化が図られ、信頼性を損なうことを回避することができ、社会的効用があると判断する。

資料 4

表-1 技術士資格活用要望の可能性評価

No.	資格名称 所管省庁	現状の必要資格	技術士登用要望	留意点	可能性 の評価
1	・医薬品等総括製造販売責任者 ・医療機器等総括製造販売責任者 ・再生医療等製品総括製造販売責任者 【厚生労働省】	・薬剤師 ・ただし、以下に記載の医薬品（生薬、医療用ガス類、医薬部外品、化粧品）のみを扱う場合は、薬剤師に代え、それぞれ条文中に掲げる技術者として行うことができる（専門課程終了後3年の実務）	①総括製造販売責任者として医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品などでは、技術士（生物工學部門）を新に登用 ②製造管理者として「生薬を粉末にし、又は刻む工程のみを行う製造所において製造される医薬品（規則第88条第1項第1号）や「医療の用に供するガス類のうち、厚生労働大臣が指定するもの（医療用ガス類）（規則第88条第1項第2号）、化粧品や医薬部外品（上記の大臣指定のもの以外）、医療機器や生物由来製品等は技術士（生物工學部門）がその専門性の観点からも適任である場合がある。 ③体外診断用医薬品の製造所における管理者の要件として、薬剤師に加えて技術士（生物工學部門）を加えることが可能である。	・薬剤師は30万人もいる ・大学の薬学部の6年生もしくは4年生で大学院・実務実習2年で受験資格となる。（資格取得のルールが明確となっている） ・生物工學部門の技術士会会員は167名である	可能性 小
2	作業環境測定士（第一種・第二種） 【厚生労働省】	・受験資格には18通りの経験・学歴等が定められているが、その中のひとつに「技術士試験の第二次試験に合格した者」とがある	①登録講習免除の資格として、「環境計量士（濃度関係）」に加えて、「技術士（環境部門（環境測定）」を追加することを要望する。 ②筆記試験共通科目の一部免除を受けることのできる資格として、「技術士（化学部門）、（金属部門）、（応用理學部門）」に加えて、「技術士（環境部門）」を追加することを要望する。	・作業環境測定士の登録者数については、平成21年度までの累計で、第一種：5,582名、第二種：7,603名、書換等：9,010名という数字がある。（参考：平成28年度の試験結果/一種二種合計で受験者数2,542人、合格者数1,210人、合格率47.6%） ・環境部門の技術士会会員は472名である	可能性 大
3	生産業務等安全主任者 【財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】	・カルタヘナ法申請マニュアルにおいても、生産業務等安全主任者の資質要件は明記されていない。	・生物工學部門の技術士第二次試験合格者は上記の「製造上の安全性を確保するための知識及び技術に高度に習熟した者」に相当すること、また技術士には継続研鑽による資質向上の責務が義務付けられており、科学技術に関する専門的応用能力を駆使して安全管理に携わることができるため、生産業務等安全主任者としてふさわしい人材として提案するものである。	・主務大臣は、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び環境大臣と幅が広い ・そのため技術士が活躍しやすい可能性がある。 ・生物工學部門の技術士会会員は167名である	可能性 小
4	公害防止管理者（水質関係） 【大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省】	・国家試験合格または資格認定講習修了のいずれか	・「公害防止管理者等資格認定講習」の受講資格のうち水質関係第1種・第2種・第3種・第4種の技術資格として、現在は技術士（化学部門）（上下水道部門）（衛生工學部門）（農業部門）（応用理學部門）（環境部門）が指定されているが、これに技術士（生物工學部門）を追加することを要望する。	・既に技術士の活用が認められている ・生物工學部門の技術士会会員は167名である ・他部門（水産など）の技術士の検討も必要	可能性 大
5	環境計量士 【経済産業省】	実務経験などのほか、濃度関係では技術士（衛生工學部門）の登録、騒音・振動関係では技術士（応用理學部門（物理及び化学））の登録が認められている。	・環境計量士の登録に必要な条件は、国家試験に合格し、かつ、経済産業省令で定められているいずれかの条件を満たしていることである。後者の条件として、区分に応じた実務経験などのほか、濃度関係では技術士（衛生工學部門）の登録、騒音・振動関係では技術士（応用理學部門（物理及び化学））の登録が認められている。これに、濃度関係及び騒音・振動関係の両区分で、技術士（環境部門）の登録を追加することを要望する。	・既に技術士の活用が認められている ・環境部門の技術士会会員は472名である	可能性 大
6	廃棄物処理施設技術管理者 【環境省】	・（一財）日本環境衛生センターの講習を受講	「廃棄物処理施設技術管理者」となるための資格として、技術士（化学部門）（上下水道部門）（衛生工學部門）に加えて、技術士（環境部門）を追加することを要望する。	・既に技術士の活用が認められている ・環境部門の技術士会会員は472名である	可能性 大
7	「昇降機型式適合認定」の審査業務 【国土交通省】	・指定認定機関例：（一社）日本建築設備・昇降機センターなど	・昇降機の安全装置などに係る基準への適合性の審査にあたっては、機械・電気に関する高度な知識が必要であると指摘されている。技術士は、技術的専門知識と高等の応用能力及び豊富な経験を有していることから、この型式適合認定の審査業務は技術士（機械部門、電気電子部門）が行うことを提案する。	・この認定業務についての審査資格要件は公表されていない ・国のワーキング提言書では、機械・電気に関する専門的な知識を有する者が関与するあり方を検討する必要があると報告 ・機械部門及び電気電子部門技術士会会員はそれぞれ1,564名、1,651名	可能性 小
8	「自動車完成検査」の監査機能 【国土交通省】	・自動車会社が独自の基準で認定	・国（国土交通省）の内部に技術監査人からなる技術監査室を設置していることから監査体制を構築する案を提案する。 ・技術監査人は、公益確保の責務を有する技術士とする。技術監査室の技術監査人が国（国土交通省）を代行して技術監査を実施する。 （現在は工場による自主監査、本社による内部監査、国交省による定期監査が行われ、また、ISO9001（品質マネジメントシステム）の認証を受けている）	・国土交通省の新たな組織づくりはハードルが高いと考えられる。 ・技術監査人に技術士を登用するのは国交省の通達で行える可能性がある。 ・機械部門技術士会会員は1,564名	可能性 小